個人給付等の見直し方針

平成30(2018)年8月 島本町

(1) 今後見直しを検討・実施する事業

事業名・事業内容	見直しの考え方・方向性	
障害者医療費助成制度(町独自事業分) 重度障害者等を対象とした医療費助成として、 医療証を交付して医療費自己負担分の一部を助成しています。(所得要件あり) *対象要件のうち、①重度の身体障害(身体障害者手帳1・2級)、②重度の知的障害(療育手帳A)、③中度の知的障害(療育手帳B1)と身体障害の重複、④重度の精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級)、⑤重度の難病(障害年金1級等に該当)は府制度として実施。 *⑥中軽度の精神障害(精神障害者保健福祉手帳2・3級・本人所得税非課税)は町独自事業として実施。	事業内容・ 対象要件 等の見直し	府制度(平成30年度から精神障害者保健福祉手帳1級を対象に追加)や近隣自治体の状況を踏まえ、かつ、重度者を中心とする他の障害要件(身体・知的障害者、難病者)との整合を図るため、町独自要件(本人所得税非課税の精神障害者保健福祉手帳2・3級)の廃止も含め見直しを検討します。 【見直しの方向性】 》事業内容、対象等級、所得制限について見直し 》対象者への影響を踏まえ、経過措置期間の設定や、段階的な実施等を併せて検討
ひとり親家庭児童等福祉金 ひとり親家庭等の児童を対象に、福祉金(月 1,000~2,000 円)を支給しています。(所得要件あり) *別に国制度として、児童扶養手当(所得に応じ 月42,500円~10,030円※児童1人目)の支給も 実施。	対象要件・ 支給額の 見直し	子どもの貧困対策の取組等を踏まえ、対象要件・支 給額の見直しを検討します。 【見直しの方向性】 》所得要件、支給額について見直し
障害者福祉金 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神 障害者保健福祉手帳)の所持者を対象に、等級・ 年齢に応じて福祉金(月 1,250~250 円)を支給し ています。(所得要件なし。要介護1以上は対象 外。難病者福祉金との併給不可) *別に国制度として、重度障害者(児)等を対象と した特別障害者手当(月 26,940 円)、障害児福祉 手当(月 14,650 円)、特別児童扶養手当(51,700 円~34,430 円)の支給も実施。	廃止	障害福祉サービスや障害児支援サービス、各種支援事業が充実し、サービス費や基盤整備等のための費用が増加する中で、今後もサービスを安定して提供し、支援の充実を図っていくため、町独自の福祉金を廃止します。 【見直しの方向性】 》一定の周知期間を経て廃止 》サービス費増加、基盤整備、支援体制の充実に対応
難病者福祉金 難病患者(特定医療費(指定難病)受給者)を対象 に、福祉金(月 750 円)を支給しています。(所得要 件なし。要介護1以上は対象外。障害者福祉金と の併給不可)	廃止	障害者総合支援法により、平成25年度から介助や支援を必要とする難病者は、他の障害者と同様に、障害福祉サービス等の利用が可能となっています。サービス費や基盤整備等のための費用が増加する中で、今後もサービスを安定して提供し、支援の充実を図っていくため、町独自の福祉金を廃止します。 【見直しの方向性】 》一定の周知期間を経て廃止 》サービス費増加、基盤整備、支援体制の充実に対応

事業名・事業内容	見直しの考え方・方向性	
水道料金助成 ひとり暮らし高齢者、障害者世帯、母子家庭に、 水道料金の基本料金相当額(月 660 円)を助成し ています。(住民税非課税世帯が対象)	廃止	生活保護に加え、低所得者への支援制度として、 平成 27 年度から生活困窮者自立支援制度が開始され、相談支援、就労支援、家計管理の支援、住居確保の支援等により、生活の建て直しを総合的にサポートしています。 今後も生活困窮者自立支援制度を中心として、支援体制の充実を図る中で、町独自の助成制度については廃止を検討します。 【見直しの方向性】 》一定の周知期間を経て廃止 》生活困窮者自立支援事業等の拡充により、困窮者を早期に把握し、総合的に支援する体制の強化を図る。
移送サービス ①重度障害者、②要介護2以上の高齢者を対象に、通院・通所・官公署へ赴く際のタクシー代を、償還払いにより助成しています。(1回 3,000円・月3日まで。所得制限なし)	チケット制 の導入 (対象要件 等の見直 し)	利便性の向上と事務の効率化を図るため、タクシーチケット方式への転換を行います。併せて、対象要件・助成額等の見直しを検討します。 【見直しの方向性】 》助成方法(チケット方式を導入) 》対象要件・助成額等(チケット化により利用者数・利用件数の増加が想定されるため、併せて見直しを検討)
紙おむつ給付 ①障害者手帳所持者、②要介護1以上の高齢者(いずれも常時紙おむつ使用者)を在宅で介護する方に、月5,000円分のおむつ券を支給しています。(住民税非課税世帯が対象)	事業内容・ 対象要件 等の見直し	近隣自治体の状況、他の類似制度の状況等を踏ま え、廃止も含め見直しを検討します。 【見直しの方向性】 》事業内容、対象要件、助成額について見直し
私立幼稚園在籍園児保護者に対する補助金 私立幼稚園の振興と公立幼稚園の連携並びに 格差是正を図ることを目的に、新制度に移行しな い私立幼稚園に在籍する園児(4・5歳児)の保護 者を対象に、補助金(園児1人につき月 2,000 円) を交付しています。 (所得要件なし) *別に国制度として、低所得の保護者等を対象 に、幼稚園就園奨励費補助金の支給も実施。	対象要件 等の見直し	町立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の差は存在するものの、平成27年度から子ども・子育て支援制度が始まり、それまで定額であった町立幼稚園保育料についても所得に応じた保育料に変わっていることを踏まえ、国制度である「幼稚園就園奨励費補助金」と合わせ、町単独事業である当該補助金についても見直します。 【見直しの方向性】 》所得要件(所得に応じた支給とする) 》対象年齢(満3歳児から対象とする) 》その他(第1子のみの支給とする) 》見直しの実施は、国の幼児教育無償化の動向を踏まえて判断
就学援助事業(町独自事業分) 経済的な理由により、就学が困難な学齢児童生徒の保護者を対象に、市町村が必要な経費(学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・学校給食費など)の一部を援助しています。 *生活保護受給者への援助は国制度。生活保護に準じる低所得世帯への援助は町独自事業。	対象要件・ 支給時期 の見直し	近隣自治体を参考として認定基準を見直すとともに、支給時期の見直し(小学校新入学用品費の入学前支給)を検討します。(※中学校新入学用品費の入学前支給については、平成31年度入学から実施) 【見直しの方向性】 》 所得要件(近隣自治体基準を踏まえ見直し) 》 支給時期(小学校入学前の支給を検討)

(2) 既に見直しを検討・実施済みの事業

主に高齢者を対象とする次の事業については、平成 29 年度において、「第7期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定作業の中で、見直しの検討及び審議、意見募集等を行い、今後の方向性や見直し内容を決定しており、平成 30 年度から順次見直し等を実施していきます。

- ひとり暮らし高齢者に対する「巡回訪問事業」については平成29年度末で廃止し、平成30年度から、高齢者以外も対象としたコミュニティソーシャルワーカー配置事業の一環として実施しています。
- ○「寝具水洗いサービス事業」については、利用状況を踏まえ、平成29年度末で廃止しています。
- ○「緊急通報装置設置事業」については、平成30年度から日中独居の高齢者にも対象を拡大しています。
- ○「配食サービス」については、民間の配食サービス拡大の状況を踏まえ、事業のあり方を検討します。
- ○「会食会」については、利用者ニーズを把握しながら実施手法等について検討します。
- ○「愛の一声事業」については、他の安否確認事業の利用状況を踏まえ、事業のあり方を検討します。

(3) サービス・支援の充実に向けた取組

今後もさまざまな課題やニーズに的確に対応し、持続的に住民福祉の向上を図っていくため、サービスの確保と基盤の整備、相談支援など、高齢者や障害者、生活困窮者、子ども等への支援体制の充実に向けて、次のような取組を進めていきます。

【実施中の取組】

- 障害者グループホームの確保に取り組んでいます。(町独自の開設費補助)
- 医療的ケアが必要な障害者(児)への支援に取り組んでいます。 (町独自のたん吸引等研修費補助、小学校への看護師配置)
- ○学校の耐震化・老朽化対策を進めています。
- 待機児童対策を進めています。(保育所の整備、保育士確保の取組など)

【平成30年度から実施する取組】

- ○「障害者地域生活支援拠点等施設」の整備事業を支援します。(平成31年度に開設予定)
- ○「子ども食堂」の活動を支援する補助制度を開始しています。
- ○「認定こども園」の整備を進めます。

【今後検討を進めていく取組】

- ○「福祉ふれあいバス」の運行目的・対象者の見直しを検討します。
- 高齢者の見守り体制の整備や、「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」の充実に向けた検討を進めます。
- ○学習支援や就労準備支援など、「生活困窮者支援」の充実に向けた検討を進めます。
- ○「子ども医療費助成」の対象者拡大に向けた検討を行い、平成30年度中に一定の方向性を示します。
- ○妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた検討を進めます。